第三百八十四号

令和 (水曜日)

青森県訓令甲第十四号 〇右 ○右 ○青森県職員服務規程の一部を改正する訓令……………… ○青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程……… ○介護保険法による居宅サービス事業者の指定………… ○青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程………… ○地域森林計画の変更案の縦覧………… 訓 訓 公 公 告 目 営企 同..... 同..... 告 示 令 次 令 庁 入 (整備企画課) :: 五 林 (保健衛生課) 総病 保高 中 険 福 事 務院 同同 政 同 課 課局 課祉 課 : ≡ : : : : : : : 関 般 四 六 Ħ. Æ. 四 껃 する。 の注の5を削り、同様式の裏中 注の5を削る。 注の7を削る。 第二号様式の七の俵中「霽呂的 第二号様式の六中「霽凩名 第二号様式中

令和三年十一月十日

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

うに改正する。 青森県職員服務規程 (昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のよ

一職

氏

垃

を「霽

天

至

す」を「国け出ます」に改め、 同様式の注の2を削り、 同注の1を同様式の注とす に改め、

第二号様式の二中「霽 天 位 ⊕」を「霽 氏 至

けます」を「届け出ます」に改め、 同様式の注の2を削り、 第二号様式の三中「霽 同注の1を同様式の注とする。 氏 公 同様式の注の2を削り、 豊」を「驒 天 同注の1を同様式の注と 名

に、

第二号様式の四中「霽天名

注の8を削る。

第二号様式の五中「霽凩名

御」を「職氏名

⑨」を「職氏名

に改め、 同様式の

に改め、 同様式の

に改め、同様式の

倒」を「職氏名

御」を「職氏名 」に改め、同俵

| | 請求者 の印 |
|----------|-----------|
| | 備考 |
| | 举 |
| . | _ |
| | 備 |

参

各

出

先

機

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

青森県知事

三

村

申

吾

| 令和 3 年11月10日 | 水曜日 | | 月 林 | 宗 和 | 第384号 | | (2) |
|---|------------------------------------|---------------|-----|-----|-------|-------------------|-------|
| の申請印名 | の注の7を削り、同様式の裏中第二号様式の九の扆中「乒坏公 | 第二号様式の八中「霽坏浴」 | | | | | |
| 金米 | | | | | | を | |
| | ⑨」を「職氏名 | | | | | に 改 め る。 | |
| | 」に改め、同俵 | 」に改め、同様式の | | | | | |
| 第二号様式の十一中「霽环的 (型) を一 第三号様式中「霽环的 (型) を一 8を削る。 第四号様式中「霽环的 (型) を一 | 注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。第二号様式の十中「霽田宮」 | | | | · ** | | |
| 氏名 御」を「職氏名 御」を「職氏名 (1) を「職氏名 式の注とする。 | 同様式の注とする。 | | | | に改める。 | | |
| E 」に改め、同様式の注の 」に改め、同様式の注の | 」に改め、同様式の | | | | | | |

注の7を削る。 注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。 第七号様式中 第四号様式の三中「霽氏名 第四号様式の二中「霽凩名 宿日直者氏名 宿日直者氏名 信受 命受 漁 強 今印 今印 を を 側」を「職氏名 側」を「職氏名 佰 佰 Ш Ш 恒 恒 挙 茶 氏 氏 」に改め、同様式の 」に改め、同様式の 鱼 名 に、 に改める。 欄に掲げる補助対象経費(補助金の交付の対象となる経費をいう。)の実支出額又は のいずれか少ない方の額とする。 補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄付金その他の収入額を控除した額 の規定により告示する。 条第一項の規定により令和三年度における基準を次のとおり定めたので、同条第二項 青森県告示第七百五十二号 補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、 青森県結核予防補助金交付規程(昭和三十七年三月青森県告示第百五十二号)第二 この訓令は、公表の日から施行する。 第十号様式、第十七号様式及び第十九号様式中「囲けます」を「囲け出ます」に改 令和三年十一月十日 数を乗じて得た額 ミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ り間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額 附 四百七十八円に医療機関で七〇ミリメートル 四百五十四円に医療機関でレンズカメラによ 告 則 基 準 示 額 青森県知事 号) 第五十三条の二第一項 症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四 学校又は施設の長が感染 補 三 助 対 村 象 経

申

吾

同表の下

費

三 五百五円に医療機関で一〇〇ミリメートルミ を乗じて得た額 ラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数 の規定により行う定期の健 康診断に要する経費

几 千七百六十七円に医療機関で直接撮影を受け

た者の延べ数を乗じて得た額

青森県告示第七百五十三号

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、 より公示する。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次 同法第七十八条第一号の規定に

令和三年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 護合同会社 | 氏名 称 又は | 指定居宅せ | |
|--|----------------------------|------------------|--|
| 巣六の五 | 所在地又は住所主たる事務所の | 定居宅サービス事業者 | |
| 訪問介護 | 類 ビ居 ス の 種 | | |
| が 訪問介護ず | 名称 | 事居宅サービ | |
| 広一八のがる市木造力 | 所在 | 業 業 業 業 | |
| 木 | 地 | 所う | |
| 三令二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十 | 年指 月 日定 | | |

告

公

地域森林計画の案の縦覧

に、 条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。 計画区に係る令和四年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたいので、同法第六 なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、津軽森林 理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和三年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧場所

地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、 部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部 青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、 西北地域県民局地域農林水産 中南地域県民局

縦覧期間

<u></u>

令和三年十一月十日から同年十二月九日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供す 計画区に係る令和三年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、同法第 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、東青森林

に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事

令和三年十一月十日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

縦覧場所

地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、 青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、 上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部 西北地域県民局地域農林水産 中南地域県民局

縦覧期間

令和三年十一月十日から同年十二月九日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

法第六条第一項の規定により、 森林計画区に係る令和二年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、同 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、三八上北 公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、 理由を付した文書をもって、 意見を申し立てることができる。 縦覧期間満了の日までに、 知事

令和三年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧場所

地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産 青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局 上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

縦覧期間

令和三年十一月十日から同年十二月九日まで

三 縦覧時間

青

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

法第六条第一項の規定により、 計画区に係る平成三十一年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、同 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、下北森林 公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、 理由を付した文書をもって、 意見を申し立てることができる。 縦覧期間満了の日までに、 知事

令和三年十一月十日

縦覧場所

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧期間

地域農林水産部、

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、

三八地域県民局地域農林水産部、

西北地域県民局地域農林水産

中南地域県民局

上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

令和三年十一月十日から同年十二月九日まで

\equiv 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分

営 企

公

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第六号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則 一部を次のように改正する。 (昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号)

第三号様式から第三号様式の三までの規定中「霽、日的

0)

」に改め、同様式の注の2を削り、

御」を「職氏名

同注の1を同様式の注とする。 倒」を「職氏名 に改め、 同様式の

注の7を削る。 第三号様式の五中「霽凩名 注の6を削る。

第三号様式の四中「霽天公

注の6を削る。 第三号様式の六中「霽凩名

を「職氏名

に改め、

同様式の

御」を「職氏名

に改め、 同様式の

倒」を「鰻氏名 に改め、 同表

請水 存 合 痽

の注の6を削り、

同様式の裏中

第三号様式の七の表中「靈呂名

艦 参 8を削る。 注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。 第四号様式中「靈氏名 第三号様式の八中「霽呂名 を 側」を「職氏名 働」を「職氏名 に改める。 に改め、同様式の注の 」に改め、同様式の 部を次のように改正する。 注の6を削る。 5を削る。 注の7を削る。 8を削る。 を「mいHHサ」に改め、同様式の注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。 2を削り、同注の1を同様式の注とする。 注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。 第十号様式中「靈氏名 第九号様式の二中「霽凩站 第九号様式中「靈尺名 第八号様式中「棗・凩化 第十八号様式中「靈凩允 第五号様式の三中「霽凩名

2を削り、同注の1を同様式の注とする。 第五号様式中「靈乐名 御」を「職氏名 」に改め、同様式の注の

第五号様式の二中「霽天名 側」を「職氏名

に改め、同様式の

⑤」を「職氏名

に改め、同様式の

倒」を「鰻氏名 」に改め、同様式の注

の2を削り、同注の1を同様式の注とする。

則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年十一月十日

青森県病院事業管理者 吉 田

茂

昭

青森県病院事業管理規程第七号

青森県病院局職員就業規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号)の一

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

「衄レナ出サササ」に改め、同様式の注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。 第六号様式中「靈氏化 印」を「職氏名

第七号様式中「靈乐公

印」を「職氏名

」に改め、同様式の注の

に、「届けます」を

」
リ
、
「届けます」

」に改め、同様式の注の

印」を「職氏名

印」を「職・氏名

」に改め、同様式の

倒」を「職氏名

に改め、同様式の注の

印」を「職氏名

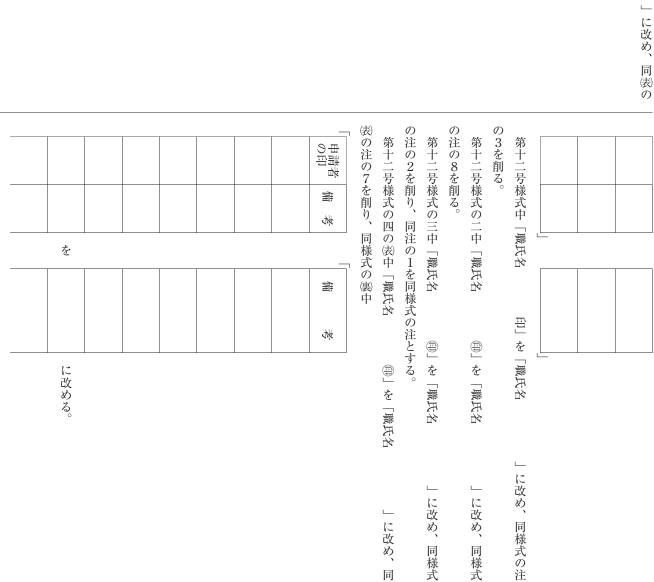
注の5を削り、同様式の裏中第十一号様式の表中「霽坏公

印」を「職氏名

請求者 の印

艦

叁



注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。 注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。 の注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。 の注の6を削る。 の注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。 この規程は、公布の日から施行する。 第二十八号様式中「靈凩佑 第二十五号赫式中「轘冺佑 第十二号様式の七中「霽凩名 第十二号様式の六中「霽凩名 第十二号様式の五中「靈凩名 則 印」を「職氏名 ⑨」を「職氏名 側」を「職氏名 倒」を「職氏名 ⑨」を「職氏名 」に改め、同様式の 」に改め、同様式の 」に改め、同様式 」に改め、同様式 」に改め、同様式

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

毎週月・水・金曜日発行

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

定価 小口一枚ニ付十五円